

別居両親の扶養について

■被扶養者とは

「被扶養者」とは、被保険者の収入によって生活している家族のことを言います。健康保険の被扶養者になるには、健康保険組合の認定を受けなければなりません。また、健康保険の被扶養者は会社の生計手当や税法上の扶養家族とは基準が異なります。

■被扶養者の認定条件

別居両親（実父母、以下「その家族」という）を被扶養者とするには、以下の条件を満たすことが必要です。

1. 被保険者が、その家族を扶養せざるを得ない理由があること。
その家族に優先扶養義務者が他にいないこと（母の場合は「父」など）。優先扶養義務者に扶養能力がなく、被保険者がその家族を扶養せざるを得ない理由がある場合は、扶養可能となります。
2. 被保険者がその家族の生活費を主として負担していること。
3. 被保険者には継続的にその家族を養う経済的扶養能力があること。
4. その家族の年収は被保険者の年収の2分の1未満であること。
5. その家族の収入は、年間130万円未満（60歳以上は180万円未満）であること。

別居している両親を、被扶養者とする場合、「主として被保険者の収入によって生活していること」が必要です。認定するにあたり、以下について確認しています。

ア.対象者の年間収入が基準（上記5.）を満たしていること。

収入には、給与収入、各種年金収入、事業収入、不動産収入等が該当します。

月額に置き換えると、108,334円未満（60歳以上は、150,000円未満）となります。

※課税証明書等、収入を証明する書類で確認します。

イ.対象者の収入以上の仕送りを毎月行っていること。

対象者の年収が72万円未満の場合は、仕送りの下限額を、6万円/月と設定しています。

（両親を対象とする場合の下限額は、12万円/月（6万円×2人）となります）

当組合では、仕送り方法は、金融機関からの振込みとし、対象者の口座へ毎月定期的に所定の金額が送られていることを確認します（扶養認定時は直近3ヵ月を確認）。

※ATMの利用明細書、ネットバンキングの振込み画面の印刷等で確認します。

■認定後の確認について

当組合では、認定後も定期的に扶養の認定条件を満たしているかの確認を行っており、必要書類の提出をお願いしております（以下、検認という）。

検認時に設定条件を満たしていなかったり、必要書類の提出ができない場合は資格を取り消される場合もあるため、仕送りの等の書類はいつでも提出できるように準備していただくことが必要です。

必要書類の提出ができない等、認定条件が確認できなかった場合は、認定の取消しとなり、その期間に当健保が負担した医療費、給付等を遡って請求させていただくことになります。

認定後に、被扶養者の収入が所定の金額を上回ったり、仕送りが途切れた場合は、速やかに被扶養者の削除の手続きをお願いします。

以上

三菱電機ビルソリューションズ健康保険組合

2022.4.1